

# こしがやプレミアム付商品券事業約款

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 越谷市は、コロナ禍で落ち込んだ地域経済の回復へ向けて、市民の消費喚起と市内事業者の売上増大を図るため、プレミアム分を付与した商品券を発行する。また、新しい生活様式への対応として発行総額の一部を電子商品券として発行する。

2 商品券事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

### (実施主体)

第2条 商品券発行及び事業の運営・管理等はこしがやプレミアム付商品券事業事務局(以下、「事務局」という。)が行い、事務局を越谷市に設置する。

2 事務局が実施する、こしがやプレミアム付商品券事業における事務委託先は株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 埼玉支店とする。

### (実施期間)

第3条 商品券事業の実施期間は、令和3年6月18日(金)から令和4年3月31日(木)までとする。

### (総発行額等)

第4条 商品券の発行総額は15億6,000万円(紙券:13億円、電子:2億6,000万円)とする。

2 発行総額のうち販売総額は、12億円(紙券:10億円、電子2億円)とし、その30%にあたる3億6,000万円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

### (商品券の種類等)

第5条 発行する商品券の名称は「こしがやプレミアム付商品券」とする。

2 発行する商品券の種類及び枚数は、紙券として1冊10,000円単位で販売し、紙券共通券として1,000円券を8枚、紙券専用券として500円券を10枚の13,000円分の紙券商品券として発行する。電子券として1口10,000円単位で販売し、13,000円分の電子商品券として発行する。

### (券面表示事項)

第6条 商品券に次の事項を記載する。

- ① 発行主体
- ② 利用可能な金額、期間、商品及び利用制限等
- ③ 偽造防止のための通し番号
- ④ 返品、返金、売買、譲渡ができないこと
- ⑤ 釣銭対応
- ⑥ 紛失、盗難等の免責
- ⑦ 約款の存在

## 第2章 商品券の販売

### (販売形式)

第7条 紙券商品券の販売額は1冊10,000円とし、1冊は18枚を一綴りとする。

2 1冊18枚綴りのうち、1000円券8枚を共通券、500円券10枚を専用券とする。

#### ① 共通券

市内の取扱店舗であればどこでも利用できる。

#### ② 専用券

市内の取扱店舗のうち、大型店（1,000㎡超の店舗）を除く店舗で利用できる。

3 電子券商品券の販売額は1口10,000円とし、1口は13,000円分の電子商品券とする。

### (販売対象者)

第8条 越谷市内在住者を対象とする。

### (販売限度額)

第9条 商品券の販売は一人あたり紙券5冊または電子券5口のいずれかを限度とする。

### (販売方法等)

第10条 商品券の販売は、紙券は専用応募ハガキまたは専用ホームページより、電子券は専用ホームページより、令和3年7月20日(火)から令和3年8月20日(金)(専用応募ハガキ：当日必着、専用ホームページ：17:00)までに申込みを行い、応募者多数の場合は抽選するものとする。

2 応募は専用応募ハガキ、専用ホームページを含めて1人1件のみとする。

3 事務局は、当選者に対して当選通知ハガキを発送し、本条第5項に定める支払期限までに商品券の販売額を支払われたことを確認し販売する。

4 支払方法は、コンビニエンスストアでの支払いまたはQR決済アプリでの支払いとする。なお、支払い後の払い戻しは行わない。

5 支払期限は、令和3年9月12日(日)とする。

6 支払確認後、紙券は事務局より購入者宛に簡易書留で郵送する。電子券は利用開始日の前日中に随時、自動で残高をチャージする。

7 応募者の購入申込み及び商品券の販売額の支払いに関する手数料は無料とする。

### (予約販売の無効と残分の処理)

第11条 当選者の商品券購入の権利は前条第5項に定める期限までに商品券の販売額を支払わなければ、無効とする。

2 売れ残った商品券については、二次販売を行うこととする。なお、二次販売を行う場合の販売方法及び日時については事務局が別途定めることとする。

### (販売周知)

第12条 販売の周知方法は次の方法によるものとする。

- ① こしがやプレミアム付商品券 専用ホームページ
- ② 商品券販売案内チラシ
- ③ 広報こしがや
- ④ 越谷商工会議所 会報「鼓動」
- ⑤ その他

### 第3章 商品券の利用

#### (使用可能期間)

第13条 商品券の使用可能期間は、令和3年10月1日(金)から令和4年2月28日(月)までとし、使用可能期間を経過した商品券は無効とする。

#### (利用範囲)

第14条 商品券の利用範囲は、本約款第22条に基づく取扱店舗登録事業所において商品券額面相当の物品販売、物品貸付、サービスの提供とする。

#### (利用制限)

第15条 次に掲げるものは、商品券の利用対象外とする。

- ① 換金性の高いもの(金券、商品券、ビール券、ギフト券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど)
- ② 宝くじやたばこの購入費、出資や債務の支払いなど
- ③ 土地家屋の購入代金
- ④ 税金・公共料金(電気、ガス、水道等)の支払い
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務委託営業」において提供される役務
- ⑥ その他事務局が適当でないと認めたもの

2 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。

#### (釣銭)

第16条 紙券商品券の額面に満たない利用については、釣銭は支払わないものとする。

#### (紛失等の責務)

第17条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失等の責は、利用者が負うものとする。

#### (不正利用の損害)

第18条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

### 第4章 取扱店舗

#### (取扱店舗の登録資格)

第19条 商品券を取り扱うことのできる事業所(以下、「取扱店舗」という。)の登録資格

は越谷市内の事業所等とする。

#### (取扱店舗の募集)

第20条 取扱店舗募集の周知方法は、次の方法によるものとする。

- ① こしがやプレミアム付商品券 専用ホームページ
- ② 取扱店舗募集チラシ
- ③ 越谷商工会議所 会報「鼓動」
- ④ その他

#### (取扱店舗の登録)

第21条 取扱店舗の登録を希望する事業所等は、専用ホームページまたはFAXにより登録申込書を提出し、事務局の承認を得るものとする。

- 2 事務局は承認した事業所等へ商品券取扱店舗登録証明書を発行する。
- 3 取扱店舗登録時の参加費は無料とする。

#### (換金期間)

第22条 利用者から受け取った商品券の換金期間は、令和3年10月1日(金)から令和4年3月8日(火)までに集計センターへ到着分までとし、換金期間を経過した商品券は無効とする。

#### (換金方法)

第23条 利用者から受け取った商品券は事務受託会社にて回収・集計し、指定口座に振り込みを行う。

- 2 事務受託会社は、別に定める換金スケジュールに基づき換金代金を指定口座に入金するものとする。
- 3 取扱店舗からの回収及び換金に関する手数料は無料とする。

#### (取扱店舗の責務)

第24条 取扱店舗は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面相当の物品販売、物品貸付、サービスの提供を行うこと。
- ② 事務局が配付する取扱店舗ポスター及びステッカーを見やすい場所に提示すること。
- ③ 他の商品券や共通券と専用券の違いを含め見本券等により取り扱いできる商品券であることを確認する。
- ④ 利用者から受け取った商品券には取扱店舗の印などを押印し、使用済商品券であることを明確にすること。
- ⑤ 他の取扱店舗の押印がある使用済み商品券や利用期間を過ぎた商品券は受け取りを拒否すること。
- ⑥ 見本券等を確認し、偽造等不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに事務局に申し出ること。
- ⑦ 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- ⑧ 取扱店舗が購入した商品券の直接換金は禁止する。

- ⑨ 事務局が商品券発行业に係る調査等を行う場合には拒むことなく協力すること。
  - ⑩ 本約款に定める規則及び事務局からの指示事項。
- 2 本条に定める責務を怠ったことによる損害等の責任の所在は取扱店舗にあるものとする。

(取扱店舗資格の喪失等)

第25条 本約款第15条、第16条、第17条及び前条の各号に違約する行為が認められた場合には換金の拒否、取扱店舗の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

(利用済商品券の管理)

第26条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失の責は、取扱店舗が負うものとする。

(届出事項の変更)

第27条 取扱店舗は登録事項に変更があったときは、速やかに事務局に届け出るものとする。

## 第5章 雑則

(返還請求等)

第28条 商品券を購入した者が不正等を目的として、次のことを行った場合はプレミアム相当額の返還請求をし、事務局で審議し決定した処置を取ることができる。

- ① 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- ② 商品券を担保に供し、又は、質入れをすること。
- ③ 取扱店舗自らの商品仕入等に利用すること。
- ④ その他商品券の目的に反する行為。

(事務局の責務)

第29条 事務局は次に掲げる事項を執行しなければならない。

- ① 商品券の売上は換金のために使用すること。
- ② 商品券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- ③ 商品券の保管は特に厳重に行うこと。
- ④ 商品券の盗難、紛失等が発生したときは速やかに取扱店舗に当該商品券番号を通知し、不正利用の防止に努めること。
- ⑤ 必要に応じ商品券発行业に係る利用実態等の調査を行うこと。
- ⑥ 上記の各号のほか、商品券発行业に必要な管理運営を行うこと。

## 附 則

本約款は、令和3年6月18日(金)から施行する。